

物資配送計画改定等委託業務仕様書

(委託業務の目的)

第1条 本委託業務は、南海トラフ地震が発災した際、被災者へ支援物資を届けるために、物資の受入れ、仕分、保管、配送を行う拠点として次の各号に掲げる箇所に整備している物資の広域拠点（国からのプッシュ型の物資の受入れ拠点をいう。以下同じ。）が被災して利用できなくなった場合等に備え、高知県物資配送計画（基本方針）（令和3年6月改訂）（第4条を除き、以下「物資配送計画」という。）2に定める物資拠点の役割分担に基づいて民間物流事業者（物流事業を実施している民間の事業者及びトラック協会や倉庫協会等の業界団体の総称をいう。以下同じ。）の施設を代替拠点として新たに6箇所を追加し、この代替拠点において、円滑に物資の受入れ及び配送を行えるよう、関係者（民間物流事業者4社6支店（営業所）、一般社団法人高知県トラック協会、危機管理部危機管理・防災課総合防災対策推進地域本部、危機管理部南海トラフ地震対策課をいう。）と調整の上、物資配送計画の改定案及び各代替拠点の物資受入配送マニュアル（以下「マニュアル」という。）の策定案の作成を目的とする。

- (1) 高知県立室戸広域公園（高知県室戸市領家800番地）
- (2) 高知県立青少年センター（高知県香南市野市町西野303番地1）
- (3) 高知県立春野総合運動公園（高知県高知市春野町芳原2485番地）
- (4) 宿毛市総合運動公園（高知県宿毛市希望ヶ丘1番地）

(委託業務の概要)

第2条 高知県（以下「委託者」という。）は、前条の目的を達成するために、受託者に委託業務を委託するものとし、その業務の概要は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 物資配送計画の改定案の作成
- (2) 代替拠点6箇所のマニュアルの策定案の作成
- (3) 説明会及び個別協議の開催

(委託業務の内容)

第3条 前条の委託業務の内容は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 代替拠点6箇所のマニュアルの策定案の作成に関すること。

ア 代替拠点は、次の表のとおり下記6箇所の追加を予定していること。

	場所	敷地面積	施設面積	対応する広域拠点	災害対策支部
1	南国市内	約10,000㎡	約5,000㎡	高知県立青少年センター	中央東地域本部
2	宿毛市内	約600㎡	約300㎡	宿毛市総合運動公園	幡多地域本部
3	南国市内	約15,000㎡	約3,000㎡	高知県立青少年センター	中央東地域本部

4	南国市内	約14,000㎡	約6,500㎡	高知県立室戸広域公園	安芸地域本部
5	四万十市内	約8,500㎡	約1,000㎡	宿毛市総合運動公園	幡多地域本部
6	南国市内	約20,000㎡	約4,500㎡	高知県立春野総合運動公園	中央西地域本部

イ 代替拠点6箇所のマニュアルについては、既存の「高知県立青少年センター物資受入マニュアル」及び「高知県立青少年センター物資配送マニュアル」に沿った構成とするが、両マニュアルをまとめた物資受入配送マニュアルとして、代替拠点ごとに1つにまとめて作成すること。ただし、各代替拠点となる民間物流事業者の運営方針に従うことを基本とすること。なお、次の表の構成（案）を参考とすること。

【構成（案）】

第1	はじめに（目的・対象期間・範囲・構成・注意点・用語の定義等）
第2	物資受入編
1	受入マニュアルの条件整理
2	トラック受入業務の準備
3	トラック受入業務の実施
4	事前準備
5	参考
①	アクションカード
②	物資受入ルート図
③	様式集
第3	物資配送編
1	物資配送業務の準備
2	物資配送業務の実施
3	事前準備
4	参考
①	物資配送業務アクションカード
②	物資配送ルート図
③	様式集
第4	今後の検討課題

ウ マニュアルの策定案の作成にあたって次の(ア)から(ウ)までを検討すること。

(ア) 代替拠点レイアウトの作成にあたって、代替拠点について、想定されている物資量やトラック台数を考慮して、具体的な拠点内のレイアウトを複数候補選出し、作成を行う。必要に応じて、トラック動線や待機場所の検討等も行うこと。

(イ) 代替拠点の物資受入方法の検討にあたって、高知県道路啓開計画（Ver.3.2）（令和6年2月）等を参照し、代替拠点に至るまでの、プッシュ型支援物資配送車両における想定移動ルート及び物資受入方法、待機場所の選定、待機場所

での業務内容や必要人員を検討すること。

(ウ) 代替拠点の実施手順（業務フロー）の作成にあたって、代替拠点について、プッシュ型支援配送における業務を洗い出し、実施手順（業務フロー）を作成すること。併せて、代替拠点の規模を勘案し、従事する係や必要人員を検討すること。

エ 受託者は、委託者と協議の上、イに掲げる構成（案）を参考に令和7年6月末までに代替拠点のマニュアルの策定案のひな形を作成及び提出すること。

オ 受託者は、代替拠点1箇所のマニュアルの策定案の素案を令和7年8月末までに作成及び提出し、委託者の確認を得た上で、同素案を当該民間物流事業者に説明し、確認を得ること。

カ 残りの代替拠点5箇所のマニュアルの策定案の素案を令和7年11月末までに作成及び提出し、委託者の確認を得た上で、同素案を当該民間物流事業者に説明し、確認を得ること。

キ 受託者は、令和8年1月上旬までに代替拠点6箇所のマニュアルの策定案を作成及び提出すること。

ク 受託者は、ひな形の提出後、令和7年6月に前条第3号の説明会を開催すること。

ケ 受託者は、説明会後に、令和7年12月末までに、各代替拠点ごとの関係者による個別協議（1箇所あたり3回程度）を行うこと。

コ 受託者は、個別協議（1箇所あたり8名程度を想定）を開催するために必要な会場（支払いを含む。）及び出席者の調整、資料印刷を行うこと。

サ 受託者は、個別協議当日の議事録を作成し、委託者による確認後、関係者へ提出すること。

【マニュアルの策定案の作成スケジュール（案）】

	代替拠点マニュアルの策定案の作成	説明会、個別協議、確認
4月		
5月		
6月	代替拠点マニュアルの策定案のひな形の提出	説明会
7月		
8月	代替拠点1箇所のマニュアルの策定案の素案の提出	素案の確認依頼
9月		
10月		個別協議
11月	代替拠点5箇所のマニュアルの策定案の素案の提出	素案の確認依頼
12月		
1月	代替拠点6箇所のマニュアルの策定案の提出	
2月		

シ 受託者は、代替拠点ごとの関係者に対して、それぞれ対応する策定したマニュアルについて電子データで共有すること。

ス 受託者は、関係者から個別意見等の連絡があった場合や疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、必要に応じて適宜、マニュアルの策定案に反映させること。

(2) 物資配送計画の改定案の作成

ア 受託者は、委託者と協議の上、令和7年6月末までに物資配送計画の改定案の素案を作成及び提出すること。

【物資配送計画の改定案のイメージ】

	現物資配送計画目次	改定内容	備考
	本計画の目的	用語の定義の「民間物資拠点」に文言を追記	協定先に各代替拠点の名称を追記
	計画の概要	(1)の図1-1を変更 (2)の【基本方針の構成と概要】の文言の修正	代替拠点を活用することが想定される物資配送の流れ(案)について、追記
1	県と市町村の役割分担	代替拠点の諸元を追加	代替拠点の諸元情報は空欄で作成
2	物資拠点の役割分担	(2)の「③広域拠点の民間代替施設」の内容の修正・追記 図2-1の修正 (4)の表2-2の更新	()に各代替拠点名称を追記 図2-1に代替拠点の割当てを明確化
3	物資配分量の設定	(2)の更新・修正 (3)の表3-2の更新 (4)の各表の更新	
4	組織の構成と必要人数の確保	(1)の2)のイの記載内容に追記 図4-1の修正	「県総合防災拠点」の次に「(被災状況により代替拠点も検討)」を追記
5	物資配送手段の確保と配送ルートの設定		
6	物資拠点に必要な設備と資機材の確保		
7	関係機関との情報共有		
8	プッシュ型支援からプル型支援への切替え		

イ 受託者は、前号に記載している各代替拠点ごとの1回目の個別協議の際に、物資配送計画の改定案に必要な情報について併せて確認を行い、令和7年12月上旬

までに物資配送計画の改定案を作成及び提出すること。

ウ 受託者は、関係者に対して、物資配送計画の改定案について電子データで共有すること。

エ 受託者は、関係者から個別意見等の連絡があった場合や疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、必要に応じて適宜、物資配送計画の改定案に反映させること。

(3) 説明会の開催

ア 委託者が関係者に対して、事前に作成した物資配送計画の改定案及びマニュアルのひな形を用いて、今後の物資配送計画の改定案の作成及びマニュアルの策定案の作成の方向性及びスケジュール等について令和7年6月末までに説明を行うこと。

イ 受託者は、委託者と協議の上、説明会を開催するために必要な会場予約及び会場設営（支払いを含む。）、委託者が作成する関係者への開催案内の送付、出席者の取りまとめ等の準備を行うとともに、当日の次第、出席者名簿を含む説明会資料の印刷等を実施すること。なお、説明会参加者は30名程度を想定しているため、ロの字型の机、名立て、マイクを準備するとともに、説明会の受付事務を実施すること。

ウ 受託者は、説明会当日の議事録を作成し、委託者による確認後、関係者へ提出すること。

(関連資料の収集整理)

第4条 受託者は、適宜、物資配送計画の改定案の作成及びマニュアルの策定案の作成に必要な資料等の情報を収集し、整理するものとする。

2 前項の収集資料は次の各号に掲げる資料とする。

- (1) 高知県物資配送計画（基本方針）（令和3年6月）、物資配送マニュアル、物資受入マニュアル
- (2) 高知県備蓄方針（令和3年6月）
- (3) 高知県地域防災計画（令和7年2月）
- (4) 高知県道路啓開計画（Ver.3.2）（令和6年2月）
- (5) ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブックー地方公共団体における支援物資物流の円滑化に向けてー（改訂版）（令和5年3月、国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室）
- (6) 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和5年5月23日、中央防災会議幹事会）
- (7) 物資調達・輸送調整等支援システム操作説明書（内閣府）
- (8) 高知市物資配送計画（基本方針）（平成31年3月、高知市）及び高知市物資配送

マニュアル

(9) 高知県災害対策支部マニュアル（安芸地域本部・中央西地域本部・中央東地域本部・須崎地域本部・幡多地域本部）

(10) その他必要となる資料

3 受託者は、前項の代替拠点の情報収集について、現地確認を実施するものとする。

（疑義等）

第5条 本仕様書に記載のない事項及び本委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

（協議）

第6条 本委託業務に係る協議は、着手時、中間時4回、成果品納入時の計6回程度とする。

2 前項の規定にかかわらず、業務の遂行上、受託者又は委託者が必要と判断した場合は、随時、実施するものとする。ただし、変更契約の対象とはしない。

3 協議記録簿は受託者が作成し、委託者に提出すること。

（成果報告書作成）

第7条 受託者は、報告書は、次の各号に掲げる構成とし、カラー印刷で製本したものを1部、電子データを1部納品するものとする。

(1) 委託業務名

(2) 目的

(3) 工程表

(4) 物資配送計画の改定案

(5) 代替拠点6箇所のマニュアルの策定案

(6) 卷末資料

ア 説明会資料

イ 説明会議事録

ウ 個別協議資料

エ 個別協議議事録

オ 関係者意見及び対応状況一覧表（説明会及び個別協議時以外の個別意見等含む）

カ 打合せ記録簿

キ その他

（成果品）

第8条 受託者は、前条で規定する報告書とは別に、次の各号に掲げるとおり成果品を

作成し、納品するものとする。

(1) 物資配送計画の改定案13部（プラスチック製のフラットファイル綴じ）

(2) 代替拠点 6 箇所のマニュアルの策定案 4 部（プラスチック製のフラットファイル綴じ、拠点毎に各 1 冊）

2 前項の物資配送計画の改定案及び代替拠点 6 箇所のマニュアルの策定案を綴じるフラットファイルは、一目で見分けがつくよう、別色とし、背表紙にタイトル及び年月を表示するものとする。

（印刷物・電子データの仕様）

第 9 条 印刷物は、日本産業規格 A 列 4 番カラー両面印刷を基本とするが、図表等については、必要に応じて日本産業規格 A 列 3 番とする。

2 電子データの作成にあたっては、次の各号に掲げる仕様を満たしたものとする。

(1) Microsoft社Windows上で表示可能なもの。

(2) Microsoft Officeが2016以降のバージョンであること。

(3) 印刷物については、PDFファイルを併せて作成すること。

(4) 本業務において収集及び解析した地図情報、施設情報、用地情報等については、GISデータ（Shapefile形式）として納品すること。